



お試し住宅(多機能型住宅)

内容 遊佐町の生活を体験したり、空き家探しのために利用できます。2泊～7泊まで、2週間前までの申し込みが必要(お試し移住体験プラン利用可)
●広野住宅:木造2階建て3DK

利用料 無料(※冬期間の灯油代は自己負担)

問合せ 企画課定住促進係 **tel.0234-28-8257**

空き家バンク(空き家情報活用システム)

内容 空き家を売りたい・貸したい人と、空き家に住みたい人をつなぎます。登録された空き家は、ホームページに掲載し広く発信します。

手続き 空き家の所有者等の方は「空き家バンク登録申込書」を、利用したい方は「空き家バンク利用者登録申込書」を提出

問合せ 企画課定住促進係 **tel.0234-28-8257**

空き家利活用促進事業(家財道具等処分費用補助)

対象 空き家バンク登録物件の所有者または定住の意思がある空き家バンク利用者

内容 物件に残存する家財道具などの処分・搬出、清掃にかかる経費の補助

補助額 事業にかかった経費の1/2、上限20万円

問合せ 企画課定住促進係 **tel.0234-28-8257**

移住推進空き家利活用支援事業 一時所得

内容 空き家バンク登録物件を購入・賃借して改修した場合、工事費の一部を補助

対象 遊佐町空き家バンクを通じ、空き家を購入又は賃貸借契約を結んでいる所有者または利用者

補助率 ①所有者工事の場合
・若者世帯+県外者
購入 1/2(上限30万円)賃貸 1/3(上限20万円)
・上記いずれか1つに該当
購入 1/3(上限20万円)賃貸 1/4(上限15万円)
・上記のいずれにも該当しない
購入 1/4(上限15万円)賃貸 1/6(上限10万円)
※利用者工事の場合は、所有者工事の賃貸の補助率と同じ
②新たに10年以上賃貸住宅として登録し改修する場合(上限34万円)

問合せ 企画課定住促進係 **tel.0234-28-8257**



定住住宅新築支援金 一時所得

対象 町内に定住を目的とした専用住宅・併用住宅の新築工事を行い、完成した住宅に住所異動することが確実な方

支援額 交付対象工事費の12%、上限120万円まで
※建主が満40歳未満、もしくは移住者の方は上限140万円まで

問合せ 地域生活課管理係 **tel.0234-72-5883**

定住住宅取得支援金 一時所得

対象 次のすべてに該当する方
①定住を目的とした町内の中古住宅・新築建売住宅を購入し、取得した住所に住所異動することが確実な方
②下水道または合併浄化槽を接続していること(購入後に接続しようとしていること)

支援額 交付対象取得費の12%、上限120万円
※買主が満40歳未満、もしくは移住者の方は上限140万円まで

問合せ 地域生活課管理係 **tel.0234-72-5883**

持家住宅リフォーム支援金 一時所得

対象 次のすべてに該当する方
①申請段階で工事に着手していないこと
②町内建設業者(遊佐町商工会、酒田飽海建設総合組合)と契約を締結していること
③下水道または合併浄化槽に接続していること(または申請と同時に接続しようとしていること)
④町税等の滞納がない方
⑤遊佐町在住の方、または工事後に遊佐町に移住することが確実な方

支援額 対象工事費20万円以上(下水道接続工事を行う場合は10万円以上)の工事費の12%(上限100万円)
※ただし、下水道接続工事と同時に行う場合は、対象工事費100万円まで22%、超える分は12%

問合せ 地域生活課管理係 **tel.0234-72-5883**

若者移住世帯水道料金補助金 雑所得

対象 全員移住者で構成される若者世帯(※要件あり)
転入よりおおむね3ヶ月以内に申請

内容 定住する目的で移住した若者世帯に対し、上水道料金の一部を補助

補助額 (1ヶ月分の上水道使用量-10m³)×140円
移住した翌月分から最大36か月

問合せ 企画課定住促進係 **tel.0234-28-8257**

空き家再生地域活性化推進事業 事業所得

内容 空き家を購入・賃貸し事業展開する移住者に空き家の改修工事、設備費用を一部補助
※工事・設備の他事業内容も含めて審査あり。

対象物件 空き家バンクに登録されている住宅(店舗兼住宅含む)

補助額 総事業費の2/3以内(上限170万円)

問合せ 企画課定住促進係 **tel.0234-28-8257**

※各事業や支援は細かい要件や所得上の取り扱いが異なりますので、詳細は各「問合せ」先にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ

遊佐町企画課定住促進係・遊佐町IJUターン促進協議会

〒999-8301 山形県飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴202番地

TEL.0234-28-8257 FAX.0234-72-3315

遊佐町IJU

検索

遊佐町IJU(移住)ポータルサイトはこちら!



2023年4月作成

山形県遊佐町 定住支援ガイド

遊佐町には、結婚から子育て、住まい、移住、Uターン、新規就農まで様々な支援があります。「町民みんなが生きやすいまちづくり」を目指していきます。

～遊佐が好きになる、住みたくなる～ 山形県遊佐町IJUターン促進協議会

子育て/教育

子育て世帯移住奨励金	
一時所得	
対象	移住者であって、0歳～義務教育課程までの子どもを養育する方から成る世帯で、移住の日から5年以上継続して居住する方
支給額	子ども一人当たり12万円/年(3年を限度に交付)
支払い	年4回(4・7・10・1月)
問合せ	健康福祉課子育て支援係 tel.0234-72-5897

ゆざっ子誕生祝金	
一時所得	
支給額	第1子・第2子100,000円 第3子以降200,000円
受取	出生届提出時に申請していただき、窓口で祝金を支給 ※ただし、定住する意思がない方は対象外
問合せ	健康福祉課子育て支援係 tel.0234-72-5897

出産育児一時金	
対象	妊娠84日以上(妊娠4ヶ月=12週に入った日以降)で出産した方 ※加入先の保険によって手続きや支払い等の詳細が異なります
支給額	一律500,000円/人
問合せ	《国保加入者》健康福祉課国民健康保険係 tel.0234-72-5875 《健康保険加入者》各健康保険組合

出産・子育て応援給付金	
対象	①出産応援給付金：母子健康手帳交付を受けた妊婦(妊娠届出時に面談実施後申請) ②子育て応援給付金：子どもの養育者(生後4か月までの間に面談実施後申請)
支給額	①出産応援給付金：5万円 ②子育て応援給付金：出生児ひとりにつき5万円
問合せ	健康福祉課健康支援係 tel.0234-72-4111

エンゼルヘルパー派遣事業	
対象	出産後2年以内の方で、日中母子のみになる家庭
内容	ヘルパーを派遣し、家事や育児の援助を行う。 ●利用日数/30分単位で1日3時間まで。月20日間を限度とする。※ただし、1時間に満たない利用は不可。 ●利用時間/午前8時30分～午後8時 ●利用料金/30分あたり150円
問合せ	健康福祉課子育て支援係 tel.0234-72-5897

訪問型産後ケア	
対象	産後3か月以内のお母さんと赤ちゃん
内容	助産師が自宅に訪問し、授乳や育児に関する相談に応じます。(自己負担あり)
問合せ	健康福祉課健康支援係 tel.0234-72-4111

宿泊型産後ケア	
対象	産後3か月以内のお母さんと赤ちゃん
内容	母子で医療機関(日本海総合病院又はいちごレディースクリニック)に数日宿泊しながら、助産師等による授乳方法や乳児の発育等に関する相談が受けられます。(自己負担あり)
問合せ	健康福祉課健康支援係 tel.0234-72-4111



母乳相談助成事業	
対象	産後1年以内の方
内容	医療機関での母乳相談にかかる費用を助成。(出生届の際に助成券を発行)1人1回 上限2,500円
問合せ	健康福祉課健康支援係 tel.0234-72-4111

すくすくゆざっ子支援金	
一時所得	
対象	0歳から3歳に到達する年度末までの子どもの保護者
支給額	子ども一人当たり10,000円/月
支払い	年3回(4・8・12月)
問合せ	健康福祉課子育て支援係 tel.0234-72-5897

子育て支援医療証	
対象	町内に住所を有する0歳～18歳 ※扶養者の所得等に関係なく一部負担金無で受診可。 ただし、保険適用以外は自己負担(入院時食事代等)
問合せ	健康福祉課国民健康保険係 tel.0234-72-5875

ゆざっ子エンゼルサポート	
対象	同一保護者の18歳以下(当該年度4月1日時点)第3子以降の保育料(3歳児以上については副食費)が「0円」 ※所得制限なし ※一定の所得以下の世帯は、国の基準により副食費が免除されます。(3歳児以上に適用)
問合せ	健康福祉課子育て支援係 tel.0234-72-5897

児童手当	
対象	0歳～中学校修了前までの児童を養育している方
支給額	3歳未満…15,000円/月 3歳～小学校修了前 第1・2子 …10,000円/月 第3子以降…15,000円/月 中学生…10,000円/月 ※受給者の所得が限度額以上の時は、特例給付として5,000円/月(所得制限あり)
支払い	年3回(6・10・2月)
問合せ	健康福祉課子育て支援係 tel.0234-72-5897

ひとり親家庭等医療証	
対象	所得税非課税で次の方 ①配偶者のいない方で18歳以下の児童を扶養している方とその児童 ②父又は母が身体又は精神の一定の障がいがある場合 ③父母のいない18歳以下の児童 ※医療費は無料、ただし入院時の食事代は自己負担
問合せ	健康福祉課国民健康保険係 tel.0234-72-5875

就学援助	
対象	①準要保護就学援助費制度 経済的な理由により小中学校への就学が困難な家庭(※所得制限等の支給要件あり) ②特別支援教育就学奨励費制度 特別支援学級に就学する児童生徒の保護者
内容	給食費・学用品費・修学旅行費・校外活動費等を支給
問合せ	教育委員会総務学事係 tel.0234-72-5891

遊佐高校就学支援事業	
対象	県立遊佐高等学校生徒
内容	①就学支援金(入学時) 70,000円 ②介護職員初任者研修受講支援金 25,000円 ③キャリアアップ(運転免許取得)支援金 60,000円
問合せ	遊佐高校支援の会事務局(教育委員会総務学事係内) tel.0234-72-5891

働く/交流/結婚など

遊佐町チャレンジファーム	
雑所得	
対象	遊佐町農林水産業の担い手をめざす研修生
内容	町内の優れた農業経営者のもとで実践研修を行う研修生の生活を支援
給付額	生活支援 最大年間48万円 住宅支援 住宅の無償貸与(最長2年間/生活支援と住宅支援の同時給付可)
問合せ	産業課農業振興係 tel.0234-72-5882

就農準備資金	
雑所得	
対象	都道府県が認める道府県農林大学校や先進農家・先進農業法人等で研修を受ける就農予定者
給付額	年間150万円(最長2年間)
問合せ	産業課農業振興係 tel.0234-72-5882

経営開始資金	
事業所得	
対象	新規就農者
給付額	年間最大150万円(農業を始めてから経営が安定するまで最長3年間)
問合せ	産業課農業振興係 tel.0234-72-5882

青年新規就農者の免許・資格取得支援	
内容	町の農業の担い手となる青年新規就農者を育成するため、農業経営に必要な農業機械等の免許・資格取得を支援
対象者	就農準備資金の交付を受けている方
金額	免許・資格取得にかかる教習料・受験料・受講料等のうち2分の1、上限10万円
問合せ	産業課農業振興係 tel.0234-72-5882

空き農地バンク	
内容	空き農地の情報を管理し、定年帰農者等に貸出し
問合せ	農業委員会 tel.0234-72-5890

看護師等奨学金貸付事業	
内容	修学等に必要な奨学金の貸付を行います
対象者	《次のすべてに該当する方》①看護師、准看護師を養成する学校等に在学する方。②①の学校等を卒業後に町内の医療施設、福祉施設等に勤務する意志のある方
金額	月額50,000円以内 貸付終了後、3年以内の期間で返還していただきますが、免除等の制度もあります。
問合せ	健康福祉課健康支援係 tel.0234-72-4111

面接時の交通費助成(IJUターン定着促進助成金)	
対象	IJUターン希望者(新卒者を除く)
内容	庄内北部定住自立圏域内(遊佐町・酒田市・庄内町・三川町)で公的機関、圏域内の事業所が実施する就職面接会等に参加する際の交通費を助成
給付額	鉄道賃、航空賃、高速バス料金、レンタカー賃借料等の1/2(※一人2回まで)《遊佐町内の事業所の面接の場合》上限20,000円(それ以外 上限10,000円)
問合せ	企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

IJUターン定着激励金	
一時所得	
対象	IJUターン就職者(※新卒者除く)
内容	遊佐町にIJUターンしてきた方が庄内北部定住自立圏域内に就職(正規採用)した場合に激励金を給付

給付額	一人あたり10万円(就職時年齢が40歳未満)(※家族で転入した場合1世帯の上限30万円)
問合せ	企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

移住者生活準備支援事業	
対象	①単身で転入した場合 転入時に18歳以上40歳未満で未就業の方 ②世帯で転入した場合 世帯全員が移住者でかつ転入時に40歳未満で未就業の世帯
内容	転入した月から就業する前月までの期間(求職期間)の生活支援のため、商品券を交付
交付額	①単身者 月1万円分×最長12か月 ②世帯 月2万円分×最長12か月
問合せ	企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

テレワーク・ワーケーション体験支援事業	
対象	県外在住で町内の宿泊施設を5泊以上利用しテレワーク移住体験またはワーケーション滞在を行う方
内容	滞在中に町の移住相談・移住体験プログラムを受けることを条件に、住所地～本町の往復交通費および宿泊費を補助
交付額	鉄道賃、航空賃、高速バス料金、レンタカー賃借料、町内宿泊施設利用料等の交通費・宿泊費合計の1/2(上限1人あたり5万円) ※本町到着の14日前までの申請が必要
問合せ	企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

やまがたハッピーサポートセンター入会登録料補助	
内容	出会い・結婚のサポートを行う「やまがたハッピーサポートセンター」の入会登録料を補助
交付額	登録料10,000円(2年間有効)のうち、女性は全額、男性は1/2または割引制度を利用した場合は支払金額から5,000円を引いた額
問合せ	企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

ワンストップ移住相談窓口	
内容	NPO法人いなか暮らし遊佐応援団・集落支援員と連携し、移住を希望する方への窓口を一本化 ●NPO法人いなか暮らし遊佐応援団/移住を希望する方へ空き家の紹介、いなか暮らし体験ツアーの企画。空き家の鍵管理サービス。 ●集落支援員/移住を希望する方への空き家案内、地域自治会との調整。町内の空き家に関する調査・相談
問合せ	企画課定住促進係 tel.0234-28-8257 NPO法人いなか暮らし遊佐応援団 tel.0234-43-6941 集落支援員 tel.0234-72-3981

お試し移住体験プラン	
対象	遊佐町暮らしを体験したい移住希望者(お試し住宅の利用可)
内容	空き家見学、先輩移住者のお宅訪問・交流、町内施設巡り、農業体験などを、希望に合わせて企画 3週間前までの申し込みが必要 通年実施可(受入体制によっては日程調整必要)
問合せ	NPO法人いなか暮らし遊佐応援団 tel.0234-43-6941

お試し移住体験時交通費補助	
対象	お試し移住体験を利用される町外在住の方
内容	お試し移住体験利用時の住所地～本町の往復交通費を補助
交付額	鉄道賃、航空賃、高速バス料金、レンタカー賃借料等に対し、単身での利用の場合3万円、世帯での利用の場合は1人あたり3万円×利用者数か12万円のいずれか少ない額を上限として交付 ※本町到着の14日前までの申請が必要
問合せ	企画課定住促進係 tel.0234-28-8257

移住者交流会	
内容	遊佐町にIJUターンされた方向けの交流会を開催
開催	年6回程度
問合せ	NPO法人いなか暮らし遊佐応援団 tel.0234-43-6941